

浜鬼志別小学校いじめ防止基本方針

I はじめに

1 「いじめ」についての基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な影響を生じさせるおそれがあり、決して許されるものではありません。

いじめは全ての児童生徒に関係する問題であり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得るということを十分に認識するとともに、いじめを決して許さず、被害児童生徒を徹底して守り通すという断固たる決意で、全力を尽くす必要があります。

2 「いじめ」の定義

この方針において「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われているものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」とします。

具体的な態様を以下にあげます。

- ①冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤金品をたかられる。
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

発生する行為が「いじめ」に該当するかどうかの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、行為を受けた児童の立場に立って行います。

3 学校いじめ防止基本方針策定の趣旨及び目的

この方針は、本校においていじめによる前述のような不利益を防止するために策定したものです。

児童に「いじめは絶対に許されない行為であること」を認識させるため、全ての教職員が「いじめはどの学校のどの児童にも起こりうる」という共通理解をもち、保護者や地域の理解と協力を得ながらいじめ問題の克服を目指せるようにしていくことがねらいです。

II いじめの防止等に関する取組

1 未然防止

いじめはどの児童にも生じうることを踏まえ、全ての児童を対象に、学校全体でいじめに向かわせないための未然防止の取組を進めます。

- ①豊かな情操や道徳心、自他を等しく認め尊重し合える態度などの育成
- ②全ての児童が安心でき、自己有用感や自己肯定感、自己信頼感が高まる学校づくりの推進
- ③児童が主体的にいじめの問題について考える場の設定
- ④児童への指導の在り方についての共通理解（教職員）

取組例

- ア 自ら考え、伝えあう授業づくり（主体性・協働性の育成）
- イ 学級・児童会・縦割り班活動での話し合い活動（多様性の受容・支持的風土の醸成）
- ウ 道徳授業の充実（人権意識等の理解・道徳的判断力・実践意欲の醸成）
- エ 縦割り班活動等による異学年交流の推進
- オ 児童が主体となる児童会活動・いじめ防止活動
- カ 保護者との信頼関係の構築・情報共有
- キ 児童への適切な指導についての共通理解・研修の実施（教職員）

2 早期発見

いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いという認識の下、ささいな兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から複数の教職員で的確に関わりをもち、いじめを隠蔽・看過・軽視することなく、いじめを積極的に認知する取組を進めます。

取組例

- ア いじめアンケートの実施
- イ 教育相談期間の設定
- ウ 相談体制の整備（外部機関を含む）
- エ 児童交流時間の設定
- オ いじめ防止対策委員会を中核とした職員の情報共有・共通理解
- カ 連絡帳等の活用

3 いじめへの対応

いじめが確認された場合は全職員で対応にあたり、児童の安全確保や事実確認・指導を早期に行います。また、必要に応じて教育委員会をはじめ関係機関と連携を図ります。

①発見・通報を受けた時の対応

- ア ささいな兆候や児童からの訴えは一人で抱え込まずに管理職や防止委員会に報告します。
- イ 事実確認や対応は、複数の教職員で早期に行います。
- ウ いじめの事実が確認された時は管理職に報告するとともに、被害児童・加害児童の保護者に連絡を行います。

②いじめを受けた児童への対応

- ア 心身の苦痛を共感的に理解しつつ、事実確認を行います。
- イ 確認した事実は迅速に保護者に伝えます。
- ウ 安心して学習等の活動に取り組める環境を確保します。
- エ 収束後も継続して注意を払い、再発を防止します。

③いじめたとされる児童への対応

- ア 事実確認を行い、いじめの有無を確かめます。
- イ 確認した事実は迅速に保護者に伝えます。
- ウ 自分のしたことの重大性を理解させ、然るべき対応を取らせます。
- エ 状況に応じて、別室指導や出席停止等の措置を取ります。
- オ 個人情報の保護に努めます。

④いじめが起きた集団への働きかけ

- ア いじめを見ていた児童にも、自分の問題としてとらえさせます。
- イ はやし立てる等の行為はいじめの加担であることを理解させます。
- ウ 起きたことの重大性を理解させ、「知らせる勇氣」を持つなど、然るべき対応を取らせます。

⑤家庭との連携

- ア 被害児童・加害児童の保護者には、原則として複数の教職員で家庭訪問を行います。
- イ 保護者からの要望等は組織で検討し、誠実な対応になるよう努めます。
- ウ 相談・対応の窓口を一本化します。

⑥関係機関との連携

- ア いじめを確認した場合は教育委員会に迅速に報告します。
- イ 状況に応じて、専門家や警察機関と連携を図ります。
- ウ 関係機関の一覧を作成し、早期に連携が図れるようにします。

4 ネット上のいじめへの対応

パソコンやスマートフォン、携帯ゲーム機の普及発達に伴い、ネット上で特定の児童を誹謗中傷したり個人情報を書き込んだりするなどのいじめが増加していることを踏まえ、こうしたいじめを防止し効果的に対処する取組を進めます。

取組例

- ア ネットパトロールの実施
- イ 「携帯・スマホ教室」などの情報モラル教育（道德の時間などを活用して）
- ウ 通報・相談窓口の明示
- エ 「フィルタリング啓発活動」などのPTA講習会・研修会
- オ プロバイダへの削除要請
- カ 法務局・警察署等との連携

5 重大事態への対処

重大事態の定義

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ①児童が自殺を企図した場合
 - ②身体に重大な傷害を負った場合

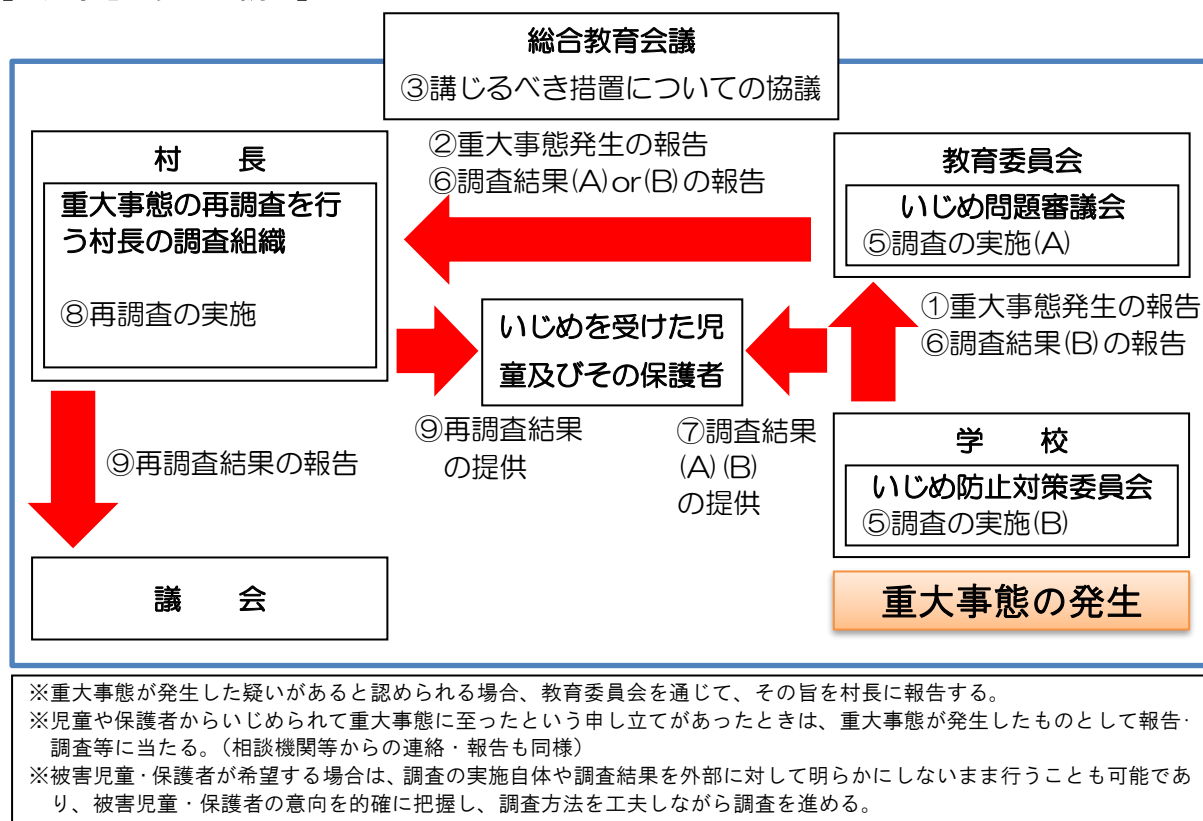
③金品等に重大な被害を被った場合

④精神性の疾患を発症した場合

2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

重大事態が発生した場合には、本基本方針や道や村の基本方針、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って速やかに対処するとともに、事実関係を明確にする調査を行い、同種の事態の発生の防止に努めます。

【重大事態の発生と調査】



6 教員研修

いじめを受けた児童やその保護者に対する支援、いじめを行った児童に対する指導やその保護者に対する助言、または、その他のいじめ防止等のための対策が専門的知識に基づいて適切に行われるよう、教職員の資質向上に必要な教員研修を進めます。

取組例

- ア 校内研修や市町村研修、PTA研修
- イ 局主催の生徒指導連絡協議会や初任者研、10年経験者研修の環流
- ウ スクールカウンセラー派遣拡充に係る研修
- エ 道研や民間団体が開催する研修への教員派遣

7 年間計画

学校におけるいじめの未然防止や早期発見・対応が適切に行われるよう、上にあげられたいじめの防止等のための取組を計画的に行い、検証して、より実効性の高い取組にすることを目指します。

取り組む時期	内容
毎日	わかる授業づくり 道徳の授業 学級での話し合い活動 連絡帳等の活用
毎週	児童交流時間の設定（終会の中で交流）
定期	いじめアンケートの実施（6月と10月） 教育相談期間の設定（6月と10月） ネットパトロールの実施（月1回）
不定期	児童会でのいじめ防止運動（児童会活動） 保護者へ向けた啓発活動（PTA研修）

Ⅲ いじめの防止等の対策のための組織（名称「浜鬼志別小学校いじめ防止対策委員会」）

1 役割

- ①学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な活動計画の作成・実行・検証・修正
- ②いじめの相談・通報の窓口
- ③いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有
- ④いじめの疑いに係る情報があつたときの組織的な対策案の作成（情報の共有、事実関係の聴取、指導や支援体制、保護者との連携など）

2 組織

- | | |
|-------|-----|
| ①指導部長 | ④教頭 |
| ②学級担任 | ⑤校長 |
| ③養護教諭 | |

【別紙資料】いじめ防止等に関する年間計画

学期・月		行事・研修等	いじめ対策会議	未然防止の取組	早期発見の取組	諸機関との連携
1 学期	4月	始業式・入学式 日曜参観・懇談 青空教室		研修「いじめ防止基本 方針について」 児童交流	ネットパトロール	学級懇談会 PTA総会 SC（通年）
	5月	学級経営案交流 家庭訪問 参観日		経営案交流 児童交流	ネットパトロール いじめアンケート	PT事業
	6月	運動会 経営案1節反省 神社祭・避難訓練	第1回いじめ防 止対策委員会	児童交流	ネットパトロール 教育相談期間	小中ボランティア
	7月	学期末懇談会 経営案2節反省 終業式		節反省交流 児童交流	ネットパトロール	学級懇談会 村生指連
2 学期	8月	始業式 水泳学習 全校見学学習		児童交流	ネットパトロール	
	9月	修学旅行 児童会役員選挙 マラソン大会	第2回いじめ防 止対策委員会	児童交流	ネットパトロール	
	10月	学芸会 経営案3節反省 やすらぎ苑訪問		節反省交流 児童交流	ネットパトロール いじめアンケート	
	11月	文化祭・主張大会 個人面談	第3回いじめ防 止対策委員会	児童交流	ネットパトロール 教育相談期間	個人面談
	12月	総合発表会 学期末懇談会 終業式		児童交流	ネットパトロール 学校評価	学級懇談会 村生指連
3 学期	1月	経営案4節反省 始業式 スキー学習		節反省交流 児童交流	ネットパトロール	
	2月	1日入学 児童会役員選挙 年度末懇談会	第4回いじめ防 止対策委員会	研修「いじめ防止に向 ける反省」 児童交流	ネットパトロール	学級懇談会
	3月	6年生を送る会 卒業式・修了式 経営案5節反省		節反省交流 児童交流	ネットパトロール	小中引継ぎ 保小引継ぎ